

クーリング・オフを知ろう

契約は法的な責任を伴う約束であるため、いったん成立すると互いに守る必要があり、原則として一方的に解約をすることはできません。しかし、普段の生活の中では、突然、業者が訪問してきたときなど、適切な判断ができないまま契約してしまうこともあるでしょう。このようなときに、消費者側が、理由を告げることなく、**無条件で契約を解除できるのがクーリング・オフ**です。※1

※1 3,000円未満の現金取引は対象外。また、化粧品や健康食品などの使用した分については、クーリング・オフできない場合があります。

クーリング・オフができる主な取引内容

取引内容	適用対象	期間※2
訪問販売	自宅への訪問販売のほか、街で声を掛けられたり、電話などで呼び出されたりして交わした契約	8日間
電話勧誘販売	2ページ「消費生活相談の小窓」の事例など	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法やネットワークビジネスなど	20日間
業務提供誘引販売取引	仕事の紹介や仕事を提供するために必要と言って教材などを買わせる内職商法など	20日間
特定継続的役務提供	エステや語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど	8日間

※2 契約書等の適正な書面の交付日から起算した日数



事業者へのクーリング・オフの通知は書面で行います。また、事実と違うことを言われて契約したなど勧誘に問題がある場合には、クーリング・オフ期間が過ぎていても交渉可能なことがあります。交わした契約に疑問があるときやクーリング・オフを通知するときは、できるだけ早めに**消費生活総合センター ☎256-0800**にご相談ください。

お店で買った場合や通信販売ではクーリング・オフができません!

自分から店に出向いたり、業者を呼んだりした場合や、通信販売の場合には、クーリング・オフが適用されませんので、契約前には返品
の条件などをしっかりと確認しましょう。

